

大学共同利用機関高エネルギー加速器研究機構  
日本学術振興会外国人研究員受入規則

〔平成 25 年 2 月 18 日〕  
規 則 第 6 号

(目的)

第 1 条 この規則は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構外来研究員取扱規程（平成 16 年規程第 90 号）第 2 条第 3 号に規定する日本学術振興会外国人研究員の受入に関し、必要な事項を定める。

(受入許可)

第 2 条 日本学術振興会外国人研究員として受入れることができる者は、大学利用機関法人高エネルギー加速器研究機構（以下「機構」という。）を研究従事機関とすることがあらかじめ承諾されている者で、独立行政法人日本学術振興会外国人研究員として採用が決定された者とする。

(登録)

第 3 条 受入れを許可された日本学術振興会外国人研究員は、別に定める手続きによりユーザー登録しなければならない。  
2 前項により登録した事項に変更が生じた場合、日本学術振興会外国人研究員は、その都度変更登録しなければならない。

(登録の抹消)

第 4 条 日本学術振興会外国人研究員は、研究に従事しなくなるときは、別に定める「登録抹消届」を機構長に提出しなければならない。ただし、受入れを許可された期間が終了するときは、この限りではない。

(雑則)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、日本学術振興会外国人研究員の受入れに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に受け入れた日本学術振興会外国人研究員に係る受入期間については、なお従前の例による。